

(三) 各事業の見込量の確保のための方策

(四) その他実施に必要な事項

#### 4 関係機関との連携に関する事項

(一) 指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

第二に定める成果目標の達成に向けて、障害保健福祉の観点からのみならず、医療、教育、雇用等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関と連携することが必要である。

(二) 指定通所支援等の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

第二に定める成果目標の達成に向けて、障害保健福祉の観点からのみならず、保健、医療、児童福祉、教育等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、教育機関その他の関係機関と連携することが必要である。

### 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項

都道府県障害福祉計画等においては、別表第三の三の項に掲げる事項、同表四の項中各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込みに関する事項、同表の六の項に掲げる事項及び同表の七の項に掲げる事項は定めなければならない事項とし、同表の四の項中各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策に関する事項、同表の八の項に掲げる事項及び同表の九の項に掲げる事項は定めるよう努めなければならない事項とし、同表の一の項に掲げる事項、同表の二の項に掲げる事項、同表の五の項に掲げる事項、同表の十の項に掲げる事項及び同表の十一の項に掲げる事項は盛り込むことが望ましい事項とする。また、次に掲げる点を考慮して作成を進めることが適当である。

1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の提供体制を確保するため、第二に即して成果目標を設定する。また、成果目標については、これまでの取組を更に推進するものとなるよう、障害福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて設定することが適当である。

2 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み並びにその見込量の確保のための方策

(一) 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み

区域ごとに平成三十二年度までの各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定める。

その際には、市町村障害福祉計画等における数値を区域ごとに集計したものを基本として、これを更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県障害福祉計画等における見込みの数値と整合性がとれるよう、都道府県は、市町村と調整することが必要である。また、

指定障害福祉サービスのうち生活介護、就労継続支援（B型）及び施設入所支援の必要な見込みについては、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

また、障害者総合支援法及び整備法による改正後の児童福祉法施行以前に、障害福祉サービス又は障害児通所支援が未実施であった市町村におけるサービスの確保や、指定地域相談支援若しくは指定計画相談支援又は指定障害児相談支援等の確保に留意することが必要である。

(二) 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の事業を行う者の確保に関する方策を定める。

この場合において、指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、広く情報提供を行う等により多様な事業者の参入を促進する等の工夫を図ることが適当である。

ただし、指定通所支援等については、指定通所支援等の事業を行う者に対して、障害児に対する質の高い専門的な発達支援を行うことを徹底した上で、事業者の確保に努めることが必要である。

(三) 地域生活支援拠点等の整備及び市町村の支援等

地域生活支援拠点等の整備については、都道府県は二の二の(三)における検証及び検討の際に、都道府県内の市町村を包括する広域的な見地から、施設入所支援の利用者数の見込み等を集約するとともに、各市町村から地域生活支援拠点等の整備に関する検証及び検討状況等の聞き取りを行い、市町村障害福祉計画との調整を図るものとする。また、都道府県は、市町村又は圏域における地域生活支援拠点等の整備を進めるに当たって必要な支援を行うとともに、第四期障害福祉計画の期間中に地域生活支援拠点等の整備を行わなかった市町村及び圏域に対して、整備に向けた検討を早期に行うよう促す必要がある。

(四) 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し及び計画的な基盤整備の方策

施設入所者の地域生活への移行や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、障害児通所支援の地域支援体制の整備その他地域における課題を踏まえ、これらの課題への対応が立ち後れている地域においては、必要となる指定障害福祉サービス及び指定通所支援の基盤整備を着実にを行うために都道府県と市町村が協働により計画的に指定障害福祉サービス及び指定通所支援の基盤整備を行うことが必要である。

このため、このような地域においては、圏域単位を標準として、地域における課題を整理した上で、平成三十二年において障害者等の支援に必要となる指定障害福祉サービス及び指定通所支援の種類及び量の見通しを明らかにすることが必要である。加えて、当該見通しを達成するために新たに必要となる指定障害福祉サービス及び指定通所支援を実施する事業所数（訪問系サービスを実施する事業所数を除く。以下同じ。）を見込むとともに、年次ごとの事業所の整備計画（以下「整備計画」という。）を作成することが必要である。なお、サービスの種類及び量の見通し並びに整備計画の作成に当たっては、別表

第三に掲げる事項に留意しつつ作成することが必要である。また、作成された整備計画等の内容は、関係する市町村障害福祉計画等に反映し、都道府県と市町村が一体的に取り組むことが必要である。

3 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

平成三十二年度までの各年度における指定障害者支援施設（障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数については、別表第一を参考としつつ、設定することが適当である。なお、それらの必要入所定員総数については、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

また、指定障害児入所施設等の必要入所定員総数については、障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行を図ることを考慮しながら設定することが必要である。

このため、都道府県は市町村と連携し、障害児入所施設や障害福祉サービス事業所等と協力しながら、指定障害児入所施設等に入所が必要な障害児のニーズを把握し、地域の実情を踏まえて設定するとともに、障害児が指定障害児入所施設等へ入所した後から、退所後の支援を見据え、連絡調整を図っていくことが必要である。

4 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置

指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等支援」という。）の提供に当たって基本となるのは人材であり、国、都道府県、市町村及び指定障害福祉サービス等支援の事業者は、指定障害福祉サービス等支援に係る人材の養成、提供されるサービスに対する第三者による評価等を総合的に推進することが重要である。

(一) サービスの提供に係る人材の研修

人材の養成については、サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手の確保を含め、指定障害福祉サービス等支援に係る人材を質量ともに確保することが重要である。

障害者総合支援法及び児童福祉法の下では、サービス提供に係る専門職員として、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者及び相談支援専門員を、指定障害福祉サービス、指定通所支援、指定障害児入所支援、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の事業者ごとに配置することとしており、都道府県は、これらの者に対して、サービス管理責任者養成研修や、児童発達支援管理責任者研修、相談支援従事者研修等を十分に実施することが必要である。また、サービスの直接の担い手である居宅介護従事者の養成等についても、障害者等の特性に応じた支援を提供可能な人材を確保できるよう、居宅介護職員初任者研修に加え、重度訪問介護従業者養成研修や、同行援護従業者養成研修、行動援護従業者養成研修等を十分に実施することが必要である。

行動障害を有する障害者等の特性に応じた支援については、当該支援を一貫性を持って実施できるよう、施設従事者、居宅介護従事者等に対し、強度行動障害支援者養成研修を実施することとしている。また、精神障害者の特性に応じた適切な支援が実施できるよう、

保健所、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第六条第一項の精神保健福祉センターをいう。以下同じ。）、高次脳機能障害支援拠点等との連携による専門分野別の研修等地域の実情に応じた研修に取り組むことが望ましい。また、罪を犯した障害者等の特性に応じた適切な支援についても、保健所、精神保健福祉センター、地域生活定着支援センター等との連携による専門分野別の研修等地域の実情に応じた研修に取り組むことが望ましい。

都道府県は、それぞれの研修をサービス種別ごとに計画的に実施し、指定障害福祉サービス等支援に係る人材の確保又は資質の向上に関する総合的な施策に取り組むことが必要である。このため、都道府県は、研修の実施方法、実施回数等を定めた研修計画を作成するとともに、研修受講者の記録の管理等を行うことが必要である。なお、相談支援専門員に向けた研修を行うに当たっては、難病患者等や重症心身障害児者、医療的ケア児等の特性に応じた適切な支援についても十分に理解が図られるようなものとするのが重要である。さらに、適切な支援の提供が障害者等の自立及び社会参加に資することも踏まえ、地域生活支援事業における障害者相談支援事業及び介護給付費等の支給決定事務に係る業務を適切かつ主体的に実施するため、市町村職員に対して相談支援従事者研修の受講を促すことが望ましい。

また、喀痰（かくたん）吸引等の業務を行うことができる人材の育成に努めることが必要である。

さらに、都道府県は、教育委員会等の教育担当部局と連携し、例えば、学校訪問を行い障害福祉に係る仕事を紹介する等により、若年層における障害福祉サービスに係る理解を促進する取組や、都道府県福祉人材センター（社会福祉法第九十三条第一項に規定する都道府県福祉人材センターをいう。）と連携し、福祉人材の無料職業紹介を行う等の取組を通じ、障害福祉サービス等支援に係る人材の確保を支援することが望ましい。

## (二) 指定障害福祉サービス等支援の事業者に対する第三者の評価

指定障害福祉サービス等支援の質の向上のための方策として、事業者から提供されるサービスについて、第三者による評価を行うことも考えられる。社会福祉法第七十八条において、社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないこととされているところであり、都道府県は、事業者の求めに応じて、適切な第三者評価が実施できるような体制の整備を行い、第三者評価の制度を積極的に活用するよう支援することが望ましい。

また、障害者総合支援法等一部改正法により、障害福祉サービス等情報公表制度が創設されたことを踏まえ、当該制度の活用により、障害福祉サービス等又は障害児通所支援等を利用する障害者等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ることが重要である。このため、都道府県においては、事業者に対して制度の周知を図るとともに、より多くの利用者や相談支援専門員等が当該制度を活用できるよう、利活用しやすい仕組み作りや普及及び啓発に向けた取組を実施していくことが必要である。

#### 5 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項

都道府県の地域生活支援事業の実施に関して、第二に定める成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、次の事項を定める。

- (一) 実施する事業の内容
- (二) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み
- (三) 各事業の見込量の確保のための方策
- (四) その他実施に必要な事項

#### 6 関係機関との連携に関する事項

- (一) 区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

第二に定める成果目標の達成に向けて、障害保健福祉の観点からのみならず、医療、教育、雇用等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関と連携することが必要である。

- (二) 区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

第二に定める成果目標の達成に向けて、障害保健福祉の観点からのみならず、保健、医療、児童福祉、保育、教育等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、教育機関その他の関係機関と連携することが必要である。

### 四 その他

#### 1 計画の作成の時期

第五期障害福祉計画及び第一期障害児福祉計画は、平成三十年度から平成三十二年度までの三年間における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の量の見込み等について定めるものである。

なお、東日本大震災により甚大な被害を受けた市町村及び都道府県（以下「被災市町村等」という。）においては、障害者等の実態把握のための十分な体制の整備及び障害福祉計画等の作成に向けた準備作業が困難な場合があるため、被災市町村等の実情に応じて弾力的な取扱いを行っても差し支えないこととする。

#### 2 計画の期間

障害福祉計画等は、三年を一期として作成することとする。

#### 3 計画の公表

市町村は、市町村障害福祉計画等を作成するときは、二の二の（一）に掲げる事項については、あらかじめ都道府県の意見を聴くこととし、併せて、その他の事項についても、都道府県と市町村が一体的に取り組むことができるよう都道府県と調整を行うことが望ましい。また、市町村障害福祉計画等を定めた際には、遅滞なく、公表するとともにこれを都道府県知事に提出することが必要である。

都道府県は、都道府県障害福祉計画等を作成したときは、遅滞なく、公表するとともに、これを厚生労働大臣に提出することが必要である。

#### 第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保する

ために必要な事項

#### 一 障害者等に対する虐待の防止

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号。以下「障害者虐待防止法」という。）を踏まえ、指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業者に対して、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

都道府県及び市町村においては、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」（平成二十四年十二月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室作成）に沿って、都道府県障害者権利擁護センター（障害者虐待防止法第三十六条第一項の都道府県障害者権利擁護センターをいう。）、市町村障害者虐待防止センター（障害者虐待防止法第三十二条第一項の市町村障害者虐待防止センターをいう。）を中心として、福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者及び障害児団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員、児童委員、人権擁護委員等から成るネットワークの活用、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組むとともに、それらの体制や取組については、定期的に検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行うことが重要である。さらに、地域の実情に応じて高齢者や児童の虐待防止に対する取組を行う機関とも連携しながら、効果的な体制を構築することが望ましい。

なお、市町村においては、引き続き、住民等からの虐待に関する通報があった場合に、速やかに障害者等の安全の確認や虐待の事実確認を行うとともに、市町村障害者虐待対応協力者（障害者虐待防止法第九条第一項に規定する市町村障害者虐待対応協力者をいう。）と協議の上、今後の援助方針や支援者の役割を決定する体制を取ることが必要である。

また、次に掲げる点に配慮し、障害者等に対する虐待事案を効果的に防止することが必要である。

##### 1 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見

都道府県及び市町村においては、虐待事案を未然に防止する観点から、相談支援専門員、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障害者等及びその養護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報を求めることが必要である。また、指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等の設置者・管理者に対し、障害者等虐待防止研修受講の徹底及び虐待を防止するための委員会の設置を促すなど、各種研修や指導監査などあらゆる機会を通じて指導助言を継続的に行うことが重要である。特に、継続サービス利用支援（障害者総合支援法第五条第二十三項に規定する継続サービス利用支援をいう。）により、居宅や施設等への訪問を通じて障害者等やその世帯の状況等を把握することが可能であることに鑑み、相談支援事業者に対し、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町村との連携の重要性について周知を図る必要がある。

##### 2 一時保護に必要な居室の確保

市町村においては、虐待を受けた障害者等の保護及び自立支援を図るため、一時保護に必要な居室を確保する観点から地域生活支援拠点を活用するとともに、都道府県においては、

必要に応じて、一時保護のために必要な居室の確保について市町村域を超えた広域的な調整を行うこととする。

### 3 指定障害児入所支援の従業者への研修

指定障害児入所支援については、児童福祉法に基づき、被措置児童等虐待対応が図られるが、指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等と同様に、入所児童に対する人権の擁護、虐待の防止等のため、従業者に対する研修等の実施が必要である。

### 4 権利擁護の取組

障害者等の権利擁護の取組については、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる利用者に対して支援を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行い、当該制度の利用を促進する必要がある。また、これらの取組を行うに当たっては、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）を踏まえ、各市町村において作成に努めることとされている市町村成年後見制度利用促進基本計画との整合性が保たれるようにすることが望ましい。

## 二 意思決定支援の促進

都道府県は、意思決定支援の質の向上を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修等の機会を通じて、意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施するとともに、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対して普及を図るように努める必要がある。

## 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

都道府県及び市町村においては、国との連携を図りながら、障害者の芸術文化活動の振興を図ることにより、障害者等の社会参加や障害者等に対する理解を促進していくことが重要である。このため、相談支援や人材育成、発表の機会、住民の参加機会の確保等の芸術文化活動の支援を行うことが望ましい。

## 四 障害を理由とする差別の解消の推進

共生社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障害者等の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要であり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）では、障害者等に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定するとともに、対象となる障害者等は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られるものではないこととしている。

都道府県及び市町村は、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るための啓発活動などを行う必要があるとともに、指定障害福祉サービス等支援の事業者をはじめとする福祉分野の事業者は、障害を理由とする差別を解消するための取組を行うに当たり、厚生労働省が作成した「福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」（平成二十七年十一月厚生労働大臣決定）を踏まえ、必要かつ合理的な配慮などについて、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待される。

## 五 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所においては、地域共生社

会の考え方にに基づき、地域に開かれた施設となるべきというこれまでの方向性を堅持し、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが重要であり、都道府県及び市町村はその支援を行うことが必要である。また、それらの取組の際には、日常的な地域とのつながりが発災時における障害者等の安全確保につながるのと同時に、一方で、障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所が発災時には福祉避難所として地域の安全提供の拠点となることも踏まえた上で、防災対策とともに考えていくことも必要である。

さらに、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を利用する障害者等が安心して生活できるように、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することや、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと障害者等への支援に従事できるようにするため、職員の処遇改善等により職場環境の改善を進めていくことが必要である。



別表第一

一 福祉施設から一般就労への移行等

事 項	内 容
就労移行支援事業（就労移行支援を行う事業をいう。以下同じ。）及び就労継続支援事業（就労継続支援を行う事業をいう。以下同じ。）の利用者の一般就労への移行	都道府県の障害保健福祉担当部局は、平成三十二年度において、就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数の見込みを設定する
障害者に対する職業訓練の受講	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、平成三十二年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が職業訓練を受講することができるよう、受講者数の見込みを設定する。
福祉施設から公共職業安定所への誘導	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促し、平成三十二年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることができるよう、福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する。
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導	都道府県の労働担当部局及び障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労に移行した者の職場定着を支援するため、平成三十二年度において、福祉施設から一般就労に移行する利用者のうち、必要な者が就労移行支援事業者等と連携した障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることができるよう、福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する。
公共職業安定所における福祉施設利用者の支援	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促すとともに、就労移行支援事業者等が適切かつ必要な就労支援を支援者に対して行い、平成三十二年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることで、一定割合の者が就職

	に結びつくよう、公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数の見込みを設定する。
--	---

二 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する
--	---

三 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型）、短期入所（医療型）

生活介護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
自立訓練（機能訓練）（規則第六条の七第一号の自立訓練（機能訓練）をいう。）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
自立訓練（生活訓練）（規則第六条の七第二号の自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
就労移行支援	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業生等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
就労継続支援（A型）（規則第六条の十第一号の	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、

就労継続支援A型をいう。以下同じ。)	施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（A型）の利用が見込まれる者の数、就労継続支援（A型）の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
就労継続支援（B型）	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（B型）の利用が見込まれる者の数、就労継続支援（B型）の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。</p> <p>設定に当たっては、区域内の就労継続支援（B型）事業所における工賃（事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額をいう。）の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。</p>
就労定着支援	障害者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
療養介護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
短期入所（福祉型、医療型）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

#### 四 自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援

自立生活援助	単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
共同生活援助	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、

	<p>施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p> <p>また、グループホームに第一の一の3の機能を付加的に集約して整備する場合には、当該地域生活支援拠点等の設置箇所数の見込みを設定する。</p>
施設入所支援	<p>平成二十八年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p> <p>当該利用者数の見込みの設定に当たっては、平成三十二年度末において、平成二十八年度末時点の施設入所者数の二パーセント以上を削減することとし、平成二十九年度末において、障害福祉計画で定めた平成二十九年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成三十二年度末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。</p>

## 五 相談支援

計画相談支援(障害者総合支援法第五条第十八項に規定する計画相談支援をいう。)	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p>
地域移行支援	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p> <p>設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を</p>

	有する市町村が対象者数の見込みを設定する。
地域定着支援	現に利用している者の数、単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

六 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等

児童発達支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
医療型児童発達支援（児童福祉法第六条の二の二第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
放課後等デイサービス	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
保育所等訪問支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
居宅訪問型児童発達支援	地域における児童の数の推移、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、平均的な一人当たり

	利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数を見込みを設定する。
障害児相談支援	地域における児童数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数を見込みを設定する。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数を見込みを設定する。

七 発達障害者等に対する支援

発達障害者支援地域協議会の開催	地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な開催回数を見込みを設定する。
発達障害者支援センターによる相談支援	現状の相談件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障害者支援センターによる相談支援が真に必要と判断される数を勘案して、相談件数を見込みを設定する。
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	現状の助言件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障害者支援センターあるいは発達障害者地域支援マネジャーの助言を必要とする数を勘案して、助言件数を見込みを設定する。
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	現状の研修及び啓発件数を勘案し、個々の発達障害の特性に関する理解が図られるために必要な研修、啓発件数を見込みを設定する。

別表第二

事 項	内 容
一 市町村障害福祉計画等の基本的理念等	市町村障害福祉計画等に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等を定めること。
二 提供体制の確保に係る目標	
(一) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活	障害者について、施設入所者の地域生活への移

<p>支援事業の提供体制の確保に係る目標</p> <p>(二) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標</p>	<p>行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等の整備、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、平成三十二年度における成果目標を設定すること。</p> <p>障害児支援の体制整備を推進するため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、平成三十二年度における成果目標を設定すること。</p>
<p>三 支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策</p> <p>(一) 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策</p> <p>(二) 各年度における指定通所支援等の種類ご</p>	<p>① 別表第一を参考として、⑤の平成三十二年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を勘案しながら、地域の実情を踏まえて、平成三十二年度までの各年度における市町村ごとの指定障害福祉サービス等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定めること。</p> <p>② 指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。</p> <p>③ 各地域の個別の状況に応じた地域生活支援拠点等の整備の方策を定めること。</p> <p>④ 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見通し及び計画的な基盤整備の方策を定めること。</p> <p>⑤ 当該市町村が属する都道府県が別表第四の三の項に掲げる式により算定した、当該都道府県の区域（地方自治法第五条第一項の区域をいう。以下この⑤及び別表第四において同じ。）における平成三十二年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を勘案して、当該市町村の区域における平成三十二年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を定めること。</p> <p>① 別表第一を参考として、平成三十二年度ま</p>

との必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	での各年度における市町村ごとの指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定めること。 ② 指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。 ③ 圏域単位を標準とした指定通所支援の見通し及び計画的な基盤整備の方策を定めること。
四 市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項	市町村が実施する地域生活支援事業について、第二に定める成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、次の事項を定めること。 ① 実施する事業の内容 ② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み ③ 各年度の見込量の確保のための方策 ④ その他実施に必要な事項
五 関係機関との連携に関する事項 (一) 指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項 (二) 指定通所支援等の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項	市町村の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法を定めること。  市町村の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法を定めること。
六 市町村障害福祉計画等の期間	市町村障害福祉計画等の期間を定めること。
七 市町村障害福祉計画等の達成状況の点検及び評価	各年度における市町村障害福祉計画等の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

別表第三

事 項	内 容
一 都道府県障害福祉計画等の基本的な理念等	都道府県障害福祉計画等に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等を定めること。
二 区域の設定	指定障害福祉サービス等又は指定通所支援等の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域を定めた場合に、その趣旨、内容等を定めること。
三 提供体制の確保に係る目標 (一) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活	障害者について、施設入所者の地域生活への移



<p>支援事業の提供体制の確保に係る目標</p> <p>(二) 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標</p>	<p>行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等の整備、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、平成三十二年度における成果目標を設定すること。</p> <p>特に福祉施設の利用者の一般就労への移行等の数値目標を達成するため、労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関と連携して、次に掲げる事項について障害者雇用の推進に関する活動指標を設定して、実現に向けた取組を定めること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行</li> <li>② 障害者に対する職業訓練の受講</li> <li>③ 福祉施設から公共職業安定所への誘導</li> <li>④ 福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導</li> <li>⑤ 公共職業安定所における福祉施設利用者の支援</li> </ol> <p>障害児支援の体制整備を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、平成三十二年度における成果目標を設定すること。</p>
<p>四 支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策</p> <p>(一) 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 市町村障害福祉計画を基礎として、④の平成三十二年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を勘案しながら、地域の実情を踏まえて、平成三十二年度までの各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みについて、区域及び都道府県全域で定めること。</li> <li>② 指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。</li> <li>③ 市町村障害福祉計画を基礎として、地域生活支援拠点等の整備の方策について、圏域及</li> </ol>

<p>(二) 各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策</p>	<p>び都道府県全域で定めること。</p> <p>④ 別表第四の三の項に掲げる式により算定した、平成三十二年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を定めること。</p> <p>① 市町村障害児福祉計画を基礎として、平成三十二年度までの各年度における指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みについて、区域及び都道府県全域で定めること。</p> <p>② 指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。</p>
<p>五 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し及び計画的な基盤整備の方策</p>	<p>① 障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用状況や供給体制について、国民健康保険団体連合会へ委託する自立支援給付の支払に関するデータの分析等により的確に把握すること。</p> <p>② 障害者等のニーズを踏まえ、必要な住まい、訪問系サービス、日中活動の拠点及び障害児支援の提供体制が適切に整備されているかという視点から課題を整理すること。</p> <p>③ ①及び②を踏まえ、障害者等の支援に必要な指定障害福祉サービス及び障害児通所支援の種類及び量の見通しを作成すること。加えて、当該見通しを達成するために新たに必要となる指定障害福祉サービス及び障害児通所支援を実施する事業所数を見込むとともに、年次ごとの事業所の整備計画を作成すること。</p>
<p>六 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数</p>	<p>平成三十二年度までの各年度における指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数を定めること。</p>
<p>七 都道府県の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項</p>	<p>都道府県が実施する地域生活支援事業について、第二に定める成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、次の事項を定めること。</p> <p>① 実施する事業の内容</p> <p>② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み</p>

	③ 各事業の見込量の確保のための方策 ④ その他実施に必要な事項
八 指定障害福祉サービス等支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置	指定障害福祉サービス等支援に従事する者及び相談支援専門員等の確保又は資質の向上のために実施する措置に関する事項を定めること。
九 関係機関との連携に関する事項 (一) 区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項 (二) 区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項	都道府県の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法等を定めること。  都道府県の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法等を定めること。
十 都道府県障害福祉計画等の期間	都道府県障害福祉計画等の期間を定めること。
十一 都道府県障害福祉計画等の達成状況の点検及び評価	各年度における都道府県障害福祉計画等の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

別表第四

項	式
一	$\Sigma A_1 B_1 \times \alpha \times \beta + \Sigma A_2 B_1 \times \gamma$
二	$\Sigma C_1 B_2 \times \alpha \times \beta + \Sigma C_2 B_2 \times \gamma$
三	$\Sigma A_3 B_3 \times (1 - \alpha \times \beta) + \Sigma A_4 B_3 \times (1 - \gamma)$
備考	<p>この表における式において、<math>A_1</math>、<math>A_2</math>、<math>A_3</math>、<math>A_4</math>、<math>B_1</math>、<math>B_2</math>、<math>B_3</math>、<math>C_1</math>、<math>C_2</math>、<math>\alpha</math>、<math>\beta</math>、<math>\gamma</math>は、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p><math>A_1</math> 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳以上の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者を除く。）に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の入院受療率</p> <p><math>A_2</math> 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳以上の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者に限る。）に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の入院受療率</p> <p><math>A_3</math> 精神病床における入院期間が一年以上である入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者を除く。）に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の入院受療率</p> <p><math>A_4</math> 精神病床における入院期間が一年以上である入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者に限る。）に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の入院受</p>

療率

- $B_1$  当該都道府県の区域における、平成三十二年における六十五歳以上の性別及び年齢階級別の推計人口
- $B_2$  当該都道府県の区域における、平成三十二年における六十五歳未満の性別及び年齢階級別の推計人口
- $B_3$  当該都道府県の区域における、平成三十二年における性別及び年齢階級別の推計人口
- $C_1$  精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳未満の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者を除く。）に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の入院受療率
- $C_2$  精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳未満の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者に限る。）に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の入院受療率
- $\alpha$  精神病床における入院期間が一年以上である入院患者のうち継続的な入院治療を必要とする者の割合として、原則として $0.80$ から $0.85$ までの間で都道府県知事が定める値
- $\beta$  一年当たりの治療抵抗性統合失調症治療薬の普及等による効果を勘案した地域精神保健医療体制の高度化による影響値として、原則として $0.95$ から $0.96$ までの間で都道府県知事が定める値を三乗した値を、調整係数 $0.95$ で除した数
- $\gamma$  一年当たりのこれまでの認知症施策の実績を勘案した地域精神保健医療体制の高度化による影響値として、原則として $0.97$ から $0.98$ までの間で都道府県知事が定める値を三乗した値

## 大分県障害者施策推進協議会条例

(昭和48年3月31日大分県条例第14号)

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第3項の規定に基づき、同条第1項の合議制の機関(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 協議会の名称は、大分県障害者施策推進協議会とする。

(組織)

第3条 協議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者並びに障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第5条 協議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者、障害者並びに障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第6条 協議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第8条 協議会に幹事を置く。

2 幹事は、県職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、協議会の事務を処理する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

(省略)

附 則(平成16年条例第6号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第9号)

この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日から施行する。

## 大分県障害者施策推進協議会委員名簿

平成30年3月現在

	委員氏名	所属団体及び役職名
1	佐藤 一夫	一般社団法人大分県身体障害者福祉協会 会長
2	三浦 晃史	大分県身体障害児者施設協議会 会長
3	松川 ひとみ	社会福祉法人太陽の家 日出事業本部長
4	菅野 忠幸	特定非営利活動法人大分県難病・疾病団体協議会 理事
5	平川 加奈江	公益社団法人大分県手をつなぐ育成会 理事
6	平原 伸	大分県知的障害者施設協議会 会長
7	長濱 明日香	社会医療法人関愛会 坂ノ市病院 小児科医
8	安部 由美子	大分県特別支援学校知的障がい教育校PTA連合会 理事
9	藤波 志郎	公益社団法人大分県精神保健福祉会 会長
10	園田 英一郎	大分県精神障害者社会復帰施設協議会 会長
11	帆秋 善生	大分県精神科病院協会 理事
12	川野 ゆかり	大分県精神保健福祉士協会 理事
13	越智 芳子	児童発達支援センターこじか園 園長
14	野崎 より子	大分県ホームヘルパー協議会
15	田中 新正	国立大学法人大分大学教育学部 特任教授
16	河野 幸治	一般社団法人大分県医師会 副会長
17	高橋 勉	社会福祉法人大分県社会福祉協議会 会長
18	三河 明史	大分県市長会 副会長
19	高橋 博徳	大分労働局職業安定部 職業対策課長
20	後藤 みゆき	大分県教育庁 参事監兼特別支援教育課長

## 大分県自立支援協議会設置要綱

この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項に規定する障害者等への支援の体制の整備を図る機関として設置する大分県自立支援協議会（以下「県協議会」という。）に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第1条 県協議会は、市町村における体制整備に係る状況の把握、評価、整備方針に係る助言その他市町村における相談支援体制に関し、広域的又は専門的な観点からの取組を推進し、障がい者等の自立した日常生活又は社会生活の向上に資することを目的とする。

（所掌事務）

第2条 県協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- 1 市町村における相談支援体制の状況の把握、評価及び整備方針に関する助言を行うこと。 2 法第5条第17項の相談支援事業者に対する研修の在り方に関する協議を行うこと。
- 3 専門的分野における障がい者等に対する支援方針に関し、情報及び知識を共有するとともに、普及啓発を行うこと。
- 4 市町村相談支援機能強化事業及び県の相談支援体制整備事業等による市町村の相談支援体制への支援に関する協議を行うこと。
- 5 大分県障がい福祉計画を定め、又は変更するにあたって意見を述べること。
- 6 第1号から前号までに掲げるもののほか、障がい者等への相談支援に関し必要な事項

（構成）

第3条 県協議会の委員は、20名以内とし、次に掲げる者の中から大分県福祉保健部長が委嘱する。

- 1 障がい者の相談支援に関し相当な知識及び経験を有する者
- 2 障がい者の代表

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第5条 県協議会に委員の互選により会長1名を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、県協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、第1項の規定に準じて選任された委員が会長代行として会長の職務を代行する。

（会議）

第6条 県協議会の会議は必要に応じ会長が招集し、会長が議長を務める。

- 2 会長は、必要があると認める場合には、委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（部会）

第7条 会長は、必要があると認める場合には、県協議会に部会を置くことができる。

（事務局）

第8条 県協議会の事務局は、福祉保健部障害福祉課に置く。

（運営の細目）

第9条 この要綱に定めるもののほか、県協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

## 大分県自立支援協議会委員名簿

平成30年3月現在

分野	所属 役職	氏名
相談支援事業者	社会福祉法人別府発達医療センター地域支援センターほっと 相談支援専門員	首藤 辰也
	社会福祉法人由布市社会福祉協議会由布市障がい者相談支援センター 相談支援専門員	荒巻 成志
	社会福祉法人大分県社会福祉事業団佐伯圏域障害者支援センターほっぷ 相談支援専門員	大谷 慎之介
	社会福祉法人紫雲会サポートセンターサライ 相談支援専門員	神志那 久美
	社会福祉法人すぎのこ村Beeすけっと 相談支援専門員	石松 聡美
	社会福祉法人清流会相談支援事業所「ルポーズ」 相談支援専門員	石川 博一
専門的分野の相談支援事業者	社会福祉法人大分県社会福祉事業団障がい者就業・地域生活支援センターじゃんぷ 主任就業ワーカー	小川 由夏
	社会福祉法人別府発達医療センター 地域療育連携室相談員	橋本 和美
	社会福祉法人萌葱の郷大分県発達障がい者支援センター「イコール」 センター長	五十嵐 猛
	医療法人光心会諏訪の杜病院 大分県高次脳機能障がい支援コーディネーター	浅倉 恵子
保健・医療関係者	独立行政法人国立病院機構西別府病院 療育指導室長／サービス管理責任者	能美 禎夫
教育関係機関	大分県教育庁特別支援教育課 指導主事	小野 泰史
雇用関係機関	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構大分障害者職業センター 主任障害者職業カウンセラー	鷹居 勝美
企業	株式会社リファイン大分 代表取締役	宮迫 賢太郎
当事者	社団法人大分県身体障害者福祉協会 会長	佐藤 一夫
	社会福祉法人幸福会就労継続支援A型ソレイユ ソレイユ本人部会「クリーン・プロフェッショナル」 副代表	伊東 剛
	社会福祉法人つわ蒨会就労サポート事業所ミチテル利用者	佐藤 英毅
市町村	大分市福祉保健部障害福祉課 主査	加藤 英治



# 用語解説編

No	頁	用語	解説
<b>ア行</b>			
1	27	アグリ就労アドバイザー	農業に取り組む就労継続支援B型事業所に対し、技術指導や販路拡大の支援などを行う農業のコーディネーター。事業所に農業専門家などの派遣も行う。
2	44	医療型児童発達支援	児童発達支援(福祉サービス)にあわせて治療(医療行為)を行う。
3	9	一般就労	通常の雇用形態のことで、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労をいう。「福祉的就労」に対する用語として使用される。
4	35	医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児のこと。
5	35	胃ろう	腹壁を切開して胃内に管を通し、食物や水分や医薬品を流入させ投与するための処置
6	35	NICU	Neonatal Intensive Care Unitの略語(新生児特定集中治療室) 低出生体重児や生まれた時から治療を必要とする新生児に対し、呼吸や循環機能の管理といった専門医療を24時間体制で提供する。
7	35	M-CHAT	Modified Checklist for Autism in Toddlersの略語 23項目から成る親記入式の質問紙。主に12か月～36か月の乳幼児を対象とし、自閉症スペクトラムの特徴を持つか否かを評価するために開発された検査方法 ※自閉症スペクトラム:自閉症やアスペルガー症候群などが統合されてできた診断名。コミュニケーションに困難さがあり、限定された行動や興味、反復行動などが起こる。
8	15	遠隔手話通訳サービス	タブレット端末のテレビ電話機能を活用し、手話通訳を行うサービス。行政機関等の窓口にタブレット端末を設置し、手話でのコミュニケーションを希望する場合に、遠隔地にある通訳センターの手話通訳者とテレビ電話でつなげることにより、手話通訳を受けることができる。
9	2	大分県障がい者基本計画(第4期)	障害者基本法第11条第2項の規定に基づき、国の「障害者基本計画」を基本として策定する「都道府県障害者計画」であり、大分県における障がい者のための施策に関する基本的な計画。第4期は平成26年3月に策定し、計画期間は平成26年度から30年度までの5年間
10	16	大分県障がい者差別解消・権利擁護センター	障がい者(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者)に対する差別、人権・財産侵害等の事案に対処するため、その権利擁護に係る常設相談窓口として設置し、必要に応じ、弁護士等専門家による問題解決のための助言、指導を行うことを目的とするもの。
11	16	大分県障害者権利擁護センター	平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づいて県に設置する障がい者の虐待に関する相談や通報の窓口
12	14	大分県障害者社会参加推進センター	障がいの有無にかかわらず誰もが家庭や地域で明るく暮らせる社会づくりに向けて、障がい者自らによる各種の社会参加促進施策を実施し、地域における自立生活と社会参加を推進することを目的に各都道府県に設置するもの。
13	22	大分県障害者スポーツ指導者協議会	大分県内の障がい者スポーツ指導者をもって組織し、協力して障がい者スポーツの振興に寄与することを目的として設立された協議会

No	頁	用語	解説
14	22	大分県障がい者スポーツ大会	全ての障がい者が希望と勇気をもって自立し、社会に積極的に参加する意欲を喚起するとともに、障がい者スポーツの普及に努め、県民の障がい者に対する理解を一層深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的とした大会
15	22	大分県障がい者体育協会	障がい者スポーツの普及及び振興を図ることにより、スポーツ活動の日常化及び障がい者の心身の健康維持や体力増強に寄与し、より積極的に社会参加の推進及び生活の質の向上に資することを目的として設立された協会
16	20	大分県地域生活定着支援センター	高齢又は障がいを有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等について、退所後直ちに福祉サービス等(障がい者手帳の発給、社会福祉施設への入所など)につなげるための準備を、保護観察所と協働して進め、その社会復帰の支援を行う機関のことで、各都道府県に設置されている。
17	2	大分県長期総合計画「安心・活カ・発展プラン2015」	大分県長期総合計画であり、県政の基本目標である「県民とともに築く「安心」「活カ」「発展」の大分県」の実現に向けて、「県民が主役」「県民の多様な価値観の尊重」「県民の発想と活動の支援」を基本に据え、平成17年11月に策定した県政運営指針。平成24年1月に改訂。
18	19	大分県発達障がい者支援センター	自閉症等の特有な発達障がいを有する障がい児(者)に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障がい児(者)及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とし、設置している。本人や家族、支援者への相談支援、発達支援、就労支援や、関係機関への普及啓発、研修事業を行う機関
19	22	大分国際車いすマラソン大会	1981年の国際障害者年を記念して、世界で初めての「車いすだけのマラソンの国際大会」として大分県で毎年開催している大会。 世界最大、最高レベルの大会として、国内外から高い評価を受けている。
20	19	大分障害者職業センター	障がい者の職業生活における自立を促進するため、高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置・運営する施設。「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて、職業リハビリテーションの実施・助言・援助などを行う。
21	41	オストメイト	ストーマが造設されている人のこと。人工肛門保有者、人工膀胱保有者ともいう。 ※ストーマ…手術によって便や尿を排泄するために腹壁に造設された排泄孔のことをいう。
<b>カ行</b>			
22	17	介護保険	国民全員が40歳になった月から加入して保険料金を支払い、介護が必要な人が適切な介護サービスを受けられるように支える仕組み
23	2	基本指針	「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成26年5月15日)

No	頁	用語	解説
24	20	矯正施設	犯罪を行った者や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇を行う施設 法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院など
25	10	共同受注	障害福祉サービス事業所が連携し、1事業所では対応しにくい発注量を共同で対応することなど、受注機会を獲得することで工賃向上を図る取り組み
26	36	強度行動障害	自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態
27	17	強度行動障害支援者	強度行動障害のある人を支援する人。特性を十分理解した上で適切な支援が行えるように専門研修を実施している。
28	44	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がいの居宅を訪問して発達支援を行う。
29	13	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)	障害者就労施設等や在宅で就労する障がい者の経済面での自立を進めるため、国や地方公共団体等が率先して障がい者就労施設等からの物品役務の調達を推進するよう必要な措置を講ずることを定めた法律
30	7	グループホーム(共同生活援助)	障がい者に対して、共同で生活する住宅において、主に夜間、相談や日常生活上の援助を行う。
31	39	高次脳機能障害	脳の部分的な損傷により起こる、さまざまな認知・行動の異常。記憶力や注意力が低下したり、感情のコントロールが困難になるなどの症状を呈し、日常生活や仕事(学習)の場面でしばしば支障をきたす。
32	10	工賃(工賃向上)	工賃とは、就労継続支援B型事業所の利用者に対して労働の対価として支払われる金額 工賃向上とは、工賃額を引き上げ、増加させること。
33	14	合理的配慮	障がいのある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があるため、役所や事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者においては、対応に努めること)。
34	19	こころとからだの相談支援センター	身体、知的、精神に障がいのある方やそのご家族、うつや不眠などのこころの健康が気になる方等の相談支援機関。精神保健福祉センター、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の3つの機関から構成されている。
<b>サ行</b>			
35	17	サービス管理責任者	障害者総合支援法において、サービスの質の向上を図る観点から、サービス事業所ごとにサービス管理責任者の配置が義務付けられており、個々のサービス利用者のアセスメントや個別支援計画の作成、定期的な評価などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任や他のサービス提供職員に対する指導的役割を担う。

No	頁	用語	解説
36	16	市町村障害者虐待防止センター	平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づいて市町村に設置する障がい者の虐待に関する相談や通報の窓口
37	44	児童発達支援	障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、障がい児の身体、精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。
38	17	児童発達支援管理責任者	児童福祉法において、サービスの質の向上を図る観点から、サービス事業所ごとに児童発達支援管理責任者の配置が義務付けられており、個々のサービス利用者へのアセスメントや通所個別支援計画の作成、定期的な評価などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任や他のサービス提供職員に対する指導的役割を担う。
39	34	児童発達支援ガイドライン	児童発達支援について支援の質の確保及びその向上を図り、障がいのある子ども本人やその家族のために児童発達支援を提供していく必要があるため、児童発達支援が提供すべき支援の内容及び支援の一定の質を担保するための全国共通の枠組みを示したものの
40	34	児童発達支援センター	通所支援のほか、身近な地域の障がい児支援の拠点として、「地域で生活する障がい児や家族への支援」、「地域の障がい児を預かる施設に対する支援」などの地域支援を実施する。医療の提供の有無によって、「児童発達支援センター」と「医療型児童発達支援センター」に分かれる。
41	2	児童福祉法	18歳未満の児童に対する福祉に関する規定や福祉の施設や事業、費用について定めた法律。障害児については、障害者総合支援法による障害福祉サービス事業とあわせて児童福祉法に規定されている障害児向けサービス(障害児通所支援、障害児入所支援)を利用することができる。
42	34	巡回療育相談	県から社会福祉法人に委託している地域療育等支援事業の中の一つ。保健所が行っている相談会に、医師などの専門職員を派遣して、子どもの発達に関する相談を受ける。
43	35	重症心身障がい児	重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している者。大島一良氏が発表した大島分類によって区分される1から4に当てはまる児童を重症心身障がい児としている。
44	9	就労移行支援事業所	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
45	10	就労継続支援B型事業所	一般企業等で働くことが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である人に働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。
46	15	手話通訳者	聴覚障がい者の手話を話し言葉に、聞こえる人の話し言葉を手話に置き換えて伝達する通訳者
47	31	障害児通所支援	平成24年度の制度改正で創設された障がい児支援サービスの一つで、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援を指す。
48	9	障がい者雇用アドバイザー	障がい者の雇用を促進するために、障害者就業・生活支援センター等に配置され、企業訪問や仕事の切り出し、就労移行支援事業所・就労継続支援事業所からの人材の掘り起こし等を実施する者

No	頁	用語	解説
49	10	障がい者雇用率	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、事業主等に達成義務を課すために設定される、障がい者の労働者数の常用労働者数に対する割合のこと
50	13	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)	障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指す法律
51	14	障害者週間	国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」(12月9日)に代わるものとして設定されたもの。「障害者週間」の期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間。この期間を中心に、国、地方公共団体、関係団体等においては、様々な意識啓発に係る取組を展開している。
52	9	障害者就業・生活支援センター	障がい者の職業生活における自立を図るために、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施する施設。「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて、都道府県知事が指定した社会福祉法人・NPO法人などが運営する。
53	13	障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例	全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現し、誰もが心豊かに暮らすことができる大分県づくりに資するために制定された条例
54	26	職業能力開発校	普通職業訓練で長期間及び短期間の訓練課程のものを行うための施設。職業能力開発促進法第16条第1項に規定されている公共職業能力開発施設の一つ
55	18	自立支援協議会	障がい者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障がい者等及びその家族並びに障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会。関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。
56	5	身体障害者手帳	身体に障がいのある方が、各種サービスや優遇措置を受ける際に必要な手帳。障害級は1級から7級まであり、指定医師の意見書が必要
57	17	生活介護	常に介護を必要とする障がい者に、障害者支援施設などで昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
58	19	精神障がい者地域移行支援協議会	精神障がい者の地域移行に係る支援に関して、支援に係る体制整備のための調整や支援者の育成等を行うため、県、市町村、精神科病院の医師、相談支援事業所、福祉サービス事業者、ピアサポーター等で構成する、各保健所単位に設置した協議会
59	18	精神障がい者地域移行ワーキング	精神科病院に入院している精神障がい者の地域移行及び地域定着の促進、並びに精神障がい者が地域で安心して暮らせる体制の整備について検討を行い、地域移行及び地域定着を推進するために設置した、大分県自立支援協議会地域移行専門部会の下部組織

No	頁	用語	解説
60	5	精神障害者保健福祉手帳	精神障がい者が一定の精神障がいの状態であることを証する手段となり、各方面の協力を得て、様々なサービスや優遇措置を受けることにより、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としている。
61	17	成年後見制度	認知症・知的障がい・精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人(以下「本人」という。)が、本人または配偶者・四親等内の親族等の申立によって、家庭裁判所が適任と認める人を本人の援助者に選任することで、本人を法律的に支援する制度
62	23	全国障害者芸術・文化祭	全ての障がい者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障がい者の生活を豊かにするとともに、国民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として開催する行事
63	22	全国障害者スポーツ大会	1965年から身体障がいのある人々を対象に行われてきた「全国身体障害者スポーツ大会」と、1992年から知的障がいのある人々を対象に行われてきた「全国知的障害者スポーツ大会」を統合した大会として、2001年から国民体育大会終了後に、同じ開催地で行われている。大会の目的は、パラリンピックなどの競技スポーツとは異なり、障がいのある人々の社会参加の推進や、国民の障がいのある人々に対する理解を深めることにある。
64	22	総合型地域スポーツクラブ	人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ 日本における総合型地域スポーツクラブは、平成7年度から育成が開始され、平成29年7月には、創設準備中を含め3,580クラブが育成され、それぞれの地域において、スポーツの振興やスポーツを通じた地域づくりなどに向けた多様な活動を展開し、地域スポーツの担い手としての役割や地域コミュニティの核としての役割を果たしている。
65	17	相談支援従事者 相談支援専門員	障がいのある人の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する者をいう。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となる。
66	18	相談支援事業所	障がいのある人の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する事業所。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。
67	32	相談支援ファイル	支援や配慮を必要とする子どもの情報を整理し、家族をはじめ関係機関の職員等が共通理解をすることにより、子どもの成長段階に応じた継続的な支援に役立てるためのファイル
<b>各行</b>			
68	18	第三者評価機関	福祉サービスを提供している事業者やそのサービスを利用している利用者以外の公正・中立な立場で福祉サービスについて評価を行う機関。社会福祉法第78条には、社会福祉事業を営む事業者が自ら提供する福祉サービスの質の向上を図るよう努力することが定められている。
69	7	地域生活移行	障がい者個人が市民として、自ら選んだ住まいで安心して、自分らしい暮らしを実現することを意味する。

No	頁	用語	解説
70	18	地域移行専門部会	障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行に関する、諸課題の把握や対応策等を検討し、障がい者の地域移行及び地域定着を推進するために設置したもの
71	20	地域生活支援拠点	障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた、障害児・者の地域生活支援を更に推進する観点からのケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等も含めた地域における居住の支援拠点
72	18	地域包括ケアシステム	障がい者個々人が市民として、自ら選んだ住まいで安心して、自分らしい暮らしを実現できるよう地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を推進すること
73	18	地域包括支援センター	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援児業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置
74	34	地域療育等支援事業	在宅の障がい児・者の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられるように、県が社会福祉法人への委託し実施する事業。巡回療育相談、訪問援助、外来療育、施設支援の事業から構成される。
75	26	知的障がい者、精神障がい者の県庁における職場実習	知的障がい者、精神障がい者が県の機関で職場実習を実施することにより、民間就労に向けての知識の習得と職業能力の向上を図ることを目的として、平成19年度から実施してきた事業
76	15	聴覚障害者センター	字幕・手話入りのビデオカセットの制作及び貸出しなどを通じて、聴覚障がい者の福祉の増進を目指して設置された施設。(平成8年10月オープン)県から大分県聴覚障害者協会が指定管理を受けて運営
77	16	デイジー図書	デイジー(DAISY)とは、Digital Accessible Information Systemの略で、視覚障がいなどで活字を読むことが困難な人のために製作されるデジタル図書
78	15	点字図書館	視覚障がい者に対する情報提供施設として、点訳・音訳図書の作成・貸し出し、点訳・音訳奉仕員養成研修などの事業を実施する民立民営施設(平成24年4月現施設開館)
79	15	点訳・音訳奉仕員	視覚障がい者の福祉向上のために図書などを文字情報に点訳したり、朗読により音声化したりするボランティア
80	23	ときめき作品展	障がい者・児の芸術・文化に関する自主的な取組を支援し、その成果を発表・展示する機会を設けることにより、障がい者・児の芸術・文化活動に寄せる意欲を一層高め、より自発的で積極的な社会参加を促すことを目的とする展示会
81	33	特別支援教育コーディネーター	校内における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う。
82	23	特別支援学校	学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、がい害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校



No	頁	用語	解説
<b>ナ行</b>			
83	15	内部障がい	心臓機能障害、呼吸器機能障害、じん臓機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有しているものをいう。
84	21	南海トラフ地震	南海トラフ沿いのプレート境界を震源とする大規模な地震 ※南海トラフ・・・駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域
85	5	難病(難病患者)	医学的に明確に定義された病気の名称でないが、いわゆる「不治の病」に対して社会通念として用いられてきた言葉であるため、難病であるか否かは、その時代の医療水準や社会事情によって変化する。なお、昭和47年の厚生省(当時)の「難病対策要綱」には、「(1)原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」と定義されている。
86	17	日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。
<b>ハ行</b>			
87	11	発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠如多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
88	19	発達障がい者地域支援マネージャー	市町村及び事業所の支援、医療機関との連携、困難ケースへの対応等により地域支援の機能強化を推進する役割を担う。
89	22	パラリンピック	4年に1度、世界規模で行われる障がい者のための総合スポーツ競技大会で、イギリスのストーク・マンデビル病院の医師グットマンが始めた大会が契機となり、1952年から開催されている。オリンピックの開催に引き続いて、同じ都市で開催されている。
90	18	福祉・保健・医療の総合情報サイト(WAM NET)	WAM NETは独立行政法人福祉医療機構(WAM)が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイトです。WAM NETでは、インターネットを通じて、幅広い皆さま方に対して、福祉・保健・医療に関する情報をわかりやすく提供しています。
91	9	福祉施設から一般就労への移行	福祉施設から一般就労への移行とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業所の利用者が就職し当該事業の利用を終了すること。
92	21	福祉避難所(福祉避難室)	障がい者、高齢者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、一般的な避難所では生活に支障を来す人たちのために、特別な配慮がされた避難所。また、一般の避難所の中で、上記と同様の配慮をされた部屋を福祉避難室という。
93	10	平均工賃	就労継続支援B型事業所の工賃を平均したもので、毎年度厚生労働省に報告しているもの
94	15	ヘルプカード	外見からは障がいのあることがわかりにくい内部障がい者や難病患者などが、街中や災害時の避難所等で携帯することで、周囲からの支援を受けやすくするもの。妊娠初期や認知症など支援を必要とする人も利用可能

No	頁	用語	解説
95	36	ペアレントメンター	発達障がい児を育てた経験のある親で、その経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対し、相談や助言を行う人
96	37	ペアレントプログラム	育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。発達障がいやその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな悩みをもつ多くの保護者に有効とされている。
97	32	保育コーディネーター	特別な配慮が必要な児童や家庭に応じた専門的な支援を行うとともに、関係機関と連携して、適切な時期に適切な支援につなげることができる専門的保育者。認定には、県が実施している「保育コーディネーター養成研修」を修了する必要がある。
98	33	放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している6年生までの児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。
99	33	放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに放課後等の居場所づくりを行う。
<b>マ行</b>			
100	39	盲ろう者	身体障害者手帳の視覚障がいと聴覚障がいの重複による障がい程度が2級以上の者
<b>ヤ行</b>			
101	15	要約筆記	主に手話を知らない中途失聴者や難聴者の方に適した情報保障のひとつで、話し言葉を「早く、正しく、読みやすく」を中心にオーバーヘッド・プロジェクター等を通じて文字として示すもの
<b>ラ行</b>			
102	5	療育手帳	知的障害があると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。地域により名称が異なり、障害程度の区分も各自治体によって異なる。大分県では、重度（A1、A2）とその他（B1、B2）に区分される。

～本計画における「障害」の「害」の字の表記について～

「害」の字は、否定的で負のイメージが強く、別の言葉で表現すべきとの意見をふまえ、当県では平成18年から「害」の字を「がい」とひらがな表記にすることとしています。このため、本計画においても、原則として「障がい」と表記しています。ただし、法令や条例などで使われている用語や団体、施設、行事の名称などの固有名詞については、「障害」とそのまま漢字表記をしています。

## 障がい者の芸術文化活動

芸術文化活動は、想像力と感性を育み、豊かな人間性を育てます。また、見る者に対しても、共感や驚きといった感動をもたらし、生活を豊かにします。

芸術文化活動は、障がい者の生活を豊かにし、社会参加の機会でもある一方で、多様性を認め合い、お互いに尊重しながら共生する社会を実現していく上でも、重要な意義があります。

平成30年に開催される全国障害者芸術・文化祭では、大会の成果が一過性のものとならず、福祉の枠を越えた障がい者の芸術文化活動の発展が期待されています。

表紙「赤いひまわり」馬場秀則

裏表紙「at～僕の見てる風景」藤田望人（17歳）

平成30年3月発行

大分県障がい福祉計画(第5期)・大分県障がい児福祉計画(第1期)

発行 大分県福祉保健部障害福祉課

〒870-8501 大分市大手町3-1-1

TEL 097-506-2723 FAX 097-506-1740

障害福祉課ホームページ

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/12500/>

